

破產法案外一件特別委員會議事速記録第十號

大正十一年二月十七日(金曜日)午後一時四十七分
開會

○委員長(伯爵松平賴壽君) 今日ハ特別委員會ヲ最初ヨリ開會スル積リデアリマシタノデスガ、先日小委員會ノ終ニ於キマシテ破產法ノ第六十一條ニ付テ御修正ガアルカモ知レナイト云フコトデ、之ヲ保留ニ致シマシテ置キマシタ所ガ、本日御修正ガ小委員會ニ出ルコトナリマシタノデ、茲ニ小委員會ノ追加致シマシテ、特別委員會開會前ニ小委員會ヲ繼續致スコトナリマシタ、付キマシテハ御修正ノ箇所ヲ御申出ヲ願ヒタウゴザイマス

○菅原通敬君 第六十一條ニ左ノ一項ヲ加ヘルコトニ致シタイト思フデアリマス、即チ第三項トシテ「第一項ノ場合ニ付キ取引所ニ於テ別段ノ定メ爲シタルキハ其ノ定ニ從フ」ト云フ所ノ一項ヲ第三項トシテ、第六十一條ニ加ヘルコトノ修正意見ヲ提出致シマス、簡單ニ其理由ヲ申上ゲマス、第六十一條ノ第一項ハ「取引所ノ相場アル商品ノ賣買ニ付一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニ非サルハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ時期力破產宣告後ニ到來スヘキトキハ契約ノ解除アリタルモノト看做ス」トアリマシテ、苟クモ取引所ノ相場アル商品ノ賣買ニ付テ、斯様な相場ガ生ジマス、其賣買ガ取引所ニ於テ爲シタルモノナルト、或ハ取引所外ニ於テ爲シタルモノナルトヲ問ハズ、總テ之ニ含マレルコトニナルデアリマス、然ルニ取引所ニ於テ爲シタル賣買ニ付キマシテ、斯様な場合ヲ生ジマシタ時ニ於テハ、取引所ニ於ケル營業細則其他ニ於テ定メラレテ居ル所ノ處理方法ニ從ハシメテ後クコトガ、斯ル特殊ナル取引又ハ複雑ナル關係ヲ有テ居ル事柄ニ付キマシテハ、至極便宜デアアル、又ソレニ依ラシメルコトガ、相當デアルト思フデアリマスカラ、若シ取引所ニ於キマシテ第一項ノ場合ニ於テ、別段處理方法ヲ定メタ場合ニ於テハ、ソレニ從ハシメルト云フ趣意ニ於キマシテ、此第三項ヲ挿入シタイト思フデアリマス、ドウゾ皆サン、御同意ヲ願ヒマス

○藤田四郎君 賛成
○委員長(伯爵松平賴壽君) 御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵松平賴壽君) 政府ニ於テハ如何デゴザイマスカ
○政府委員(山内確三郎君) 要スルニ取引ノ關係ト申

シマス、餘程複雑ナコトデアリマスシ、而シテ別段ノ定メヲスルト云フコトハ、多ク違約處分ノコトニアラウト思ヒマス、違約處分ニアルト云ヘバ、其取引ハ破產管財人ノ手ヲ離レテ、違約處分ニ定メル所ニ從ッテ、他ノ管財人ノ手ヲ始末スルコトニナル、破產關係カラ離レル事ニナル、破產關係カラ離レルト云フコトハ、要スルニ解除ト同ジヤウナ意味ニナルデアリマス、其紛議ノ方法ニ付テ始末スルト云フ趣旨ニ於テノ規定ナラバ、勿論政府ニ於テ異存ハナイデアリマス
○藤田四郎君 承リマス、此規定ニ依リマセヌコトナリマス、取引所ノ方ニ於テ、或ハ營業細則ニ多少修正ヲ要スルヤウナコトガアラウト思ヒマス、ドウカ是ハ隨時變テハ困ルモノデアリマスカラ、若シサウ云フ規定ガ出來マシレバ農商務省ダケテ處理セズニ、破產法ニ能ク抵觸セヌヤウ、司法省ニ御協議アルヤウニ願ッテ置キタウゴザイマス
○政府委員(山内確三郎君) 了承イタシマシタ
○委員長(伯爵松平賴壽君) モウ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノト致シマシテ是ハ修正サレマシタ、是ニテ小委員會ヲ閉ヂマス
午後一時五十三分散會

出席者左ノ如シ

伯爵松平	賴君
松室	致君
河村	讓三郎君
男爵矢吹	省三君
藤田	四郎君
菅原	通敬君
司法次官	山内 確三郎君
司法省民事局長	池田 寅二郎君

大正十一年二月二十日印刷

大正十一年二月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局